

徳島市津田町一丁目及び津田本町一丁目の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を実施し、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第3項の規定により公告します。

令和6年3月6日

徳島市長 内藤 佐和子



- 1 筆界案を作成した土地の所在及び地番
徳島市津田町一丁目1039番7
徳島市津田本町一丁目1149番7
徳島市津田本町一丁目1152番11
- 2 筆界案を確認することができる場所
徳島市幸町2丁目5番地
徳島市役所本庁舎4階都市建設政策課
- 3 筆界案を確認することができる者
上記1 土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの代理人
- 4 筆界案の作成者
徳島市
- 5 意見の申出
筆界案を確認できる者は、徳島市に対して下記期間内に意見を申し出ることができる。
なお、下記の期間を経過しても意見の申し出がないときは、地籍調査作業規程準則第30条第3項の規定により筆界の調査を行う。

意見申出期間

令和6年3月6日（水）から令和6年3月26日（火）

（土曜日、日曜日、祝日を除く）の午前8時30分から午後5時まで